

【応急対策】

基本方針

- 1 食料・飲料水・生活必需品等を供給する
- 2 災害時においても輸送を実施する

基本方針 1 食料・飲料水・生活必需品等を供給する

1 物資の調達・供給

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄倉庫から必要物資を調達する。 ○ 協定締結事業者から物資を調達する。(※災害救助法の適否に留意) ○ 都福祉保健局に必要物資の供給を要請する。 ○ 協定締結自治体に物資の供給を要請する。 ○ 物資を被災者へ給(貸)与する。 ○ 地域内輸送拠点を開設及び運営する。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出する。
災 害 時 応 援 協 定 締 結 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市の要請に基づき物資等を提供する。

□ 詳細な取組内容

1 物資の調達

- 食糧物資調達対策部長は、発災直後においては、避難者数の調査結果に先行して、被害想定に基づく避難者数を踏まえ、必要となる物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、避難所が運営された場合には、避難所施設対策部長から避難者数及び必要物資の連絡を受け、物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、市内6箇所の備蓄倉庫から必要な物資を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から食料、飲料品及び生活日用品を次のとおり調達する。
 - 速やかに調達する。(発災直後には、買占め現象が発生する。)

- 努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入する。
 - 特に市が備蓄していない物資を優先的に確保する。(市が備蓄していない物資とは、備蓄に適さない商品や特定の被災者に限定される商品である。例 医薬品、乳幼児・高齢者用の食品、生理用品、おむつ等)
 - 支払いは後日とする。
 - なお、精算事務を円滑に進めるため、納品書等(状況によりレジスターのレシート用紙でも可)の発行を依頼する。
 - 物資の調達に伴い、ダンボール箱、買物かご等の収納物品の貸与を依頼する。
 - 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬を依頼する。
- 食糧物資調達対策部長は、発災後の復旧復興・給水対策部による応急給水体制が整うまでの間は、備蓄倉庫、協定締結事業者から速やかに飲料水(ペットボトル等)を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる発災から4日目以降については、原則として炊き出し体制を整備する。
- 食糧物資調達対策部長は、給食センターを有効に稼働させ、炊き出し等を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から発電機、照明器具等の建設用資器材を次のとおり調達する。
- 速やかに調達する。(発災直後には、買占め(借占め)現象が発生する。)
 - 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬、設置等を依頼する。
 - 資器材の取扱説明書を受領する。
 - 各対策部長と連携し、効率的に資器材を調達する。
- 食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、都福祉保健局へ物資の供給を依頼する。
- 食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、協定締結自治体へ物資の供給を依頼する。

2 地域内輸送拠点の開設・運営

- 食糧物資調達対策部長は、地域内輸送拠点を開設し、都福祉保健局(災害対策本部経由)に報告する。
- 食糧物資調達対策部長は、原則として市防災倉庫や協定締結事業者から調達した物資を直接、避難所に搬入する。
- 応急対策期の地域内輸送拠点の活用については、原則として次の物資等を受入れる。
- 加工が必要な食料物資(炊出し開始時に配布)
 - 配布数量が不足等し、現時点で配布できない物資
 - 嗜好品等の応急対策期での配布に適さない物資

3 物資の給与

- 食糧物資調達対策部長は、調達した物資を直接指定避難所に搬入する又は、地域内

輸送拠点(武道館)に搬入する。

- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所において、物資の給与を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所では、避難所施設対策部の派遣職員や避難者等と連携し供給する。(荷卸後は、速やかに次の供給場所に移動する。)
- 食糧物資調達対策部長は、自宅避難者に係わる必要物資においても指定避難所に供給する。

4 災害救助法の適用

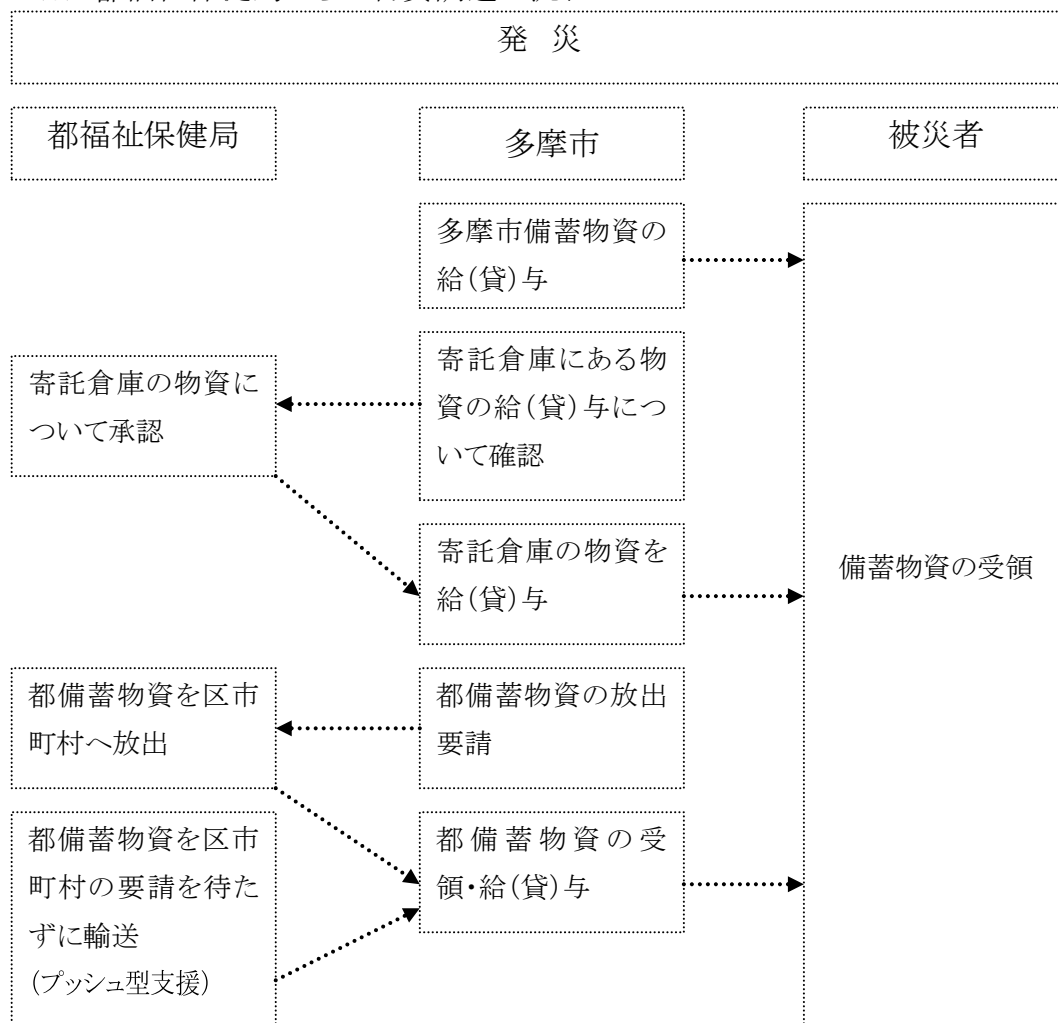
- 災害救助法の適用前においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、多摩市が負担する。
- 災害救助法の適用後においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、東京都が負担する。

ただし、東京都の費用負担には、物資種別、上限額が定められている。

※ 災害救助法の適用・運用については、第14章を参照

※ 食料の配布基準・実施方法

5 ※ 都福祉保健局からの物資調達の流れ



1 飲料水の供給

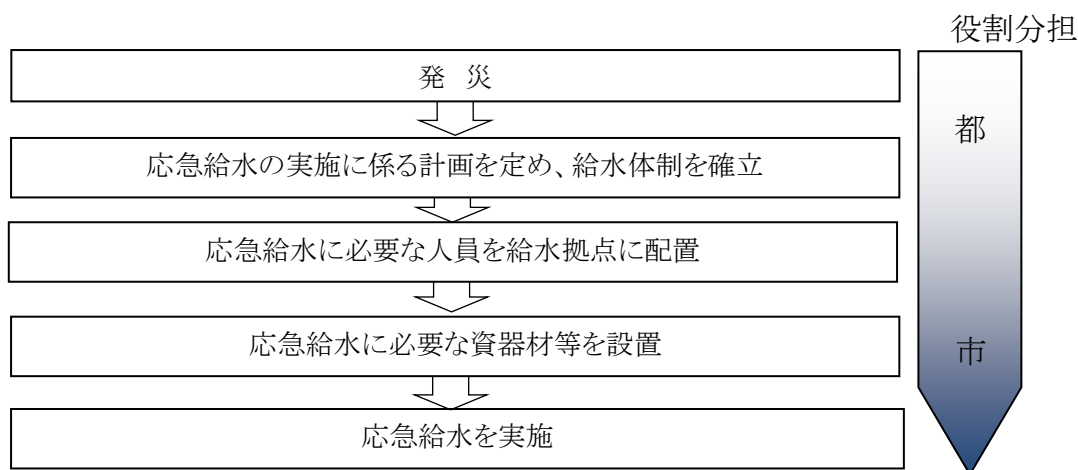
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・市間にて協力し、発災後における応急給水体制を構築する。

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 復旧復興・給水対策部 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)、応急給水槽等で応急給水を行う。 ○ 避難所応急給水栓で応急給水を行う ○ 給水拠点での応急給水体制が整うまでの間、ペットボトル等で飲料水を供給する。
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水を行う。 ○ 給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている広域避難場所について、車両による応急給水を行う。 ○ 必要に応じて多摩市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 ○ 医療施設等への応急給水を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・都

1 方針

- 復旧復興・給水対策部長は、都水道局と連携し、応急給水を行う。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり30とする。
- 発災直後から応急給水体制が整うまでの間の飲料水の給水は、食糧物資調達対策部が飲料品(ペットボトルなど)で対応する。
- 復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部から速やかに断水地域を確認し、必要地域

に応急給水体制を整備する。

- 復旧復興・給水対策部長は、東京都に対し給水活動の要請を行う。なお、東京都の給水活動は次の通り実施される

災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

- 復旧復興・給水対策部長は、断水地域と給水拠点の優先順位を踏まえて、応急給水活動を行う。

ただし、必要がある場合には、消火栓等を利用し、応急給水活動を行う。

	給水拠点名	資器材の配置等	応急給水活動
第1次	桜ヶ丘配水所・落合配水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	多摩給水管理事務所	復旧復興・給水対策部
	並木公園応急給水槽	復旧復興・給水対策部	
第2次	連光寺災害対策用井戸		
第3次	健康センター・多摩中央公園災害対策用井戸		

2 震災時の応急給水の方法

- 給水拠点には、給水拠点である旨の標識を設置し、市民に広報する。
- 健康センター・多摩中央公園・連光寺小学校貯水槽では、ろ水機により揚水し給水を行う。

応急給水の方法	活動内容
給水拠点で行う給水	応急給水槽及び配水所・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
車両で行う給水	給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている指定避難所では、車両による応急給水を行う。
仮設給水栓で行う給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、必要がある場合に行う。

3 給水拠点での都及び多摩市の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
並木公園応急給水槽	多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に必要な資器材等の設置 ・ 市民等への応急給水
配水所・給水所等	都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に必要な資器材等の設置
	多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への応急給水

給水拠点等	実施主体	役割分担
飲料水を車両輸送する 必要がある指定避難所 等	都	・ 飲料水の供給・補給
	多摩市	・ 市民等への応急給水を実施 ・ 車両の調達及び運行
医療施設等	都	・ 都の車両輸送による応急給水
災害対策用井戸	多摩市	・ 市民等への応急給水
災害時協力井戸	所有者	・ 必要に応じて、近隣住民へ給水

2 支援物資の取扱い

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○ 支援物資の受付等を行う。

□ 詳細な取組み

- 食糧物資調達対策部長は、被災者の必要物資の需給状況等を踏まえ、各対策部長と連携し、広報、募集、受付等を行う。
- 食糧物資調達対策部長は、支援物資の受付窓口を旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分(地域内輸送拠点)に開設し、支援物資を受付する。
- 食糧物資調達対策部長は、寄託者台帳を作成するとともに、寄託者に支援物資受領書を発行する。
- 食糧物資調達対策部長は、支援物資を備蓄倉庫や協定事業者からの調達物資と合せて供給する。
- 食糧物資調達対策部長は、必要により都福祉保健局と連携し対応する。

※ 支援物資と義援品との違い

発災後の状況や品物によっても異なるが、ここでは、支援物資とは、発災直後の避難者へ供給する食料や飲料物等の比較的緊急性の高い物資であり、食糧物資調達対策部が応急対策において調達する物資を補完するものである。

一方、義援品とは、復旧復興期において、被災者の生活再建を助ける物資であり、例えば、衣類・家電製品や家具等である。

- 食糧物資調達対策部長は、調達物資及び他区市町村等からの応援物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行うため、旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分を物資集積所とし、協定機関や外部の支援団体等からの物資の受入及び分配を行う。

なお、物資集積場所が施設容量的に不足する場合は、統括対策部に依頼し、その他の公共施設等を活用する。

基本方針2 災害時においても輸送を実施する

1 輸送車両及び燃料の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁用車両等を一元管理する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から車両を確保する。 ○ 災害時応援協定の締結事業者から石油燃料を確保する。

□ 詳細な取組み

- 統括対策部長は、協定締結事業者から車両(運行員を含む)を調達する。
- 統括対策部長は、庁用車両及び調達車両を一元管理する。
- 統括対策部長は、車両の配分又は併用、転用等の運用計画を立てる。
- 統括対策部長は、必要により職員の自家用車等の活用を依頼することができる。
ただし、当該車両の運行については、所有者が行う。
- 各対策部長は、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、統括対策部長に請求する。
 - 使用目的
 - 台数
 - 日時及び期間
- 統括対策部長は、協定締結事業者から石油燃料を確保する。

確保先		所在
KDDI 多摩テクニカルセンター		多摩市唐木田 3-2
南 東 京 都 石 油 商 業 組 合 多 摩 支 部 多 摩 ブ ロ ッ ク	村野商店桜ヶ丘 SS	多摩市関戸 2-37-7
	永山石油	多摩市永山 1-2-11
	多摩興運多摩エコステーション	多摩市貝取 1450
	アポロ 21 世紀多摩 SS	多摩市乞田 646

【復旧対策】

基本方針

- 1 安定的に飲料水等を供給する
- 2 災害時においても輸送を継続する

基本方針1 安定的に飲料水等を供給する

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

多摩市は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 食糧物資調達対策部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
東 京 都	○ 炊き出しの要請に対応する。

□ 詳細な取り組み

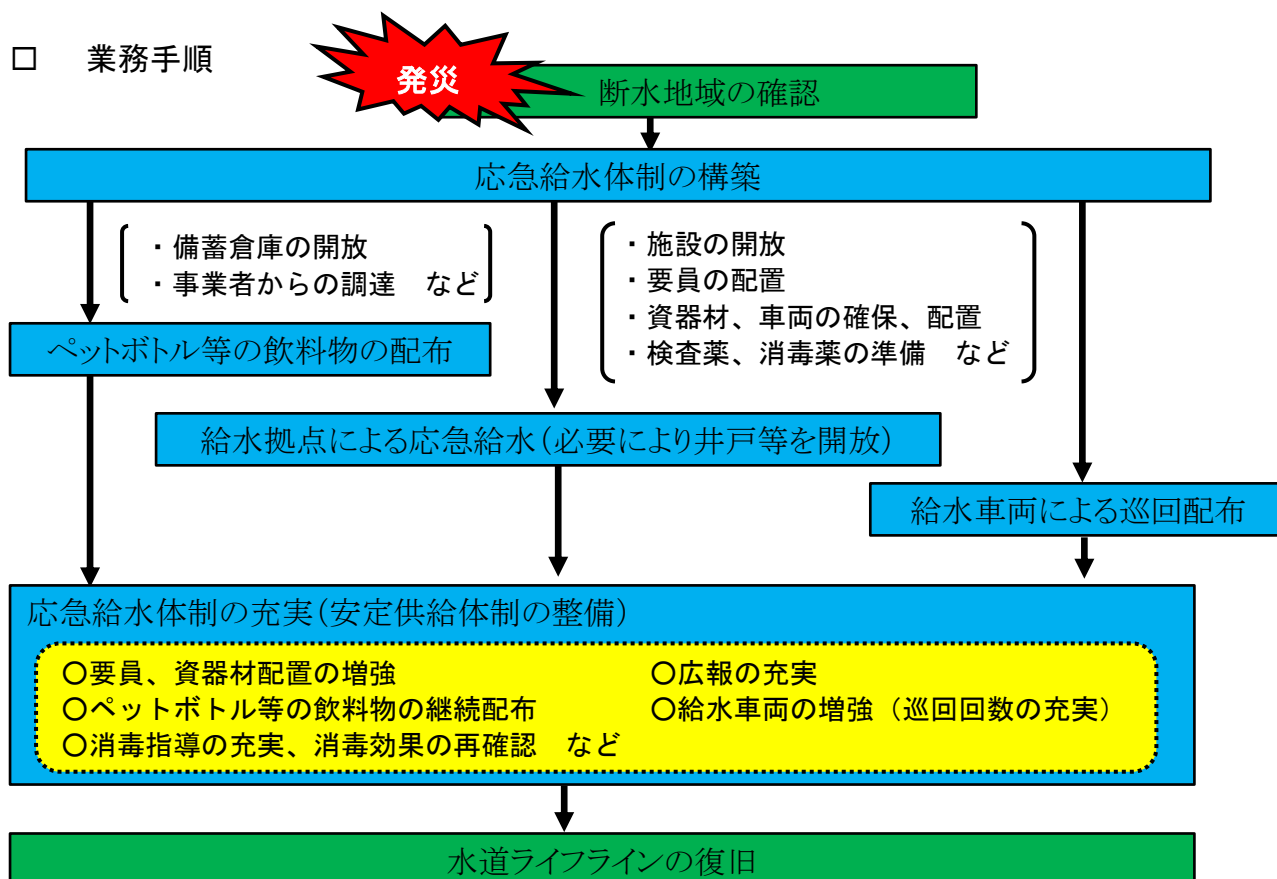
- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 炊き出しは、給食センターを有効活用する。
- 避難所施設に設置されている調理場(学校の家庭科室、コミュニティーセンターの調理室等)を有効に活用する。
- 各指定避難所に配備している、釜や鍋、オイルバーナー等を活用する。
- 自主防災組織や自治会等の協力を得て、実施する。

2 水の安全確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部 都 水 道 局	○ 飲料水の安定供給を行う。
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	○ 飲料水の衛生相談を行う。
福 祉 保 健 局	○ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水の塩素消毒状況を確認する。 ○ 市民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

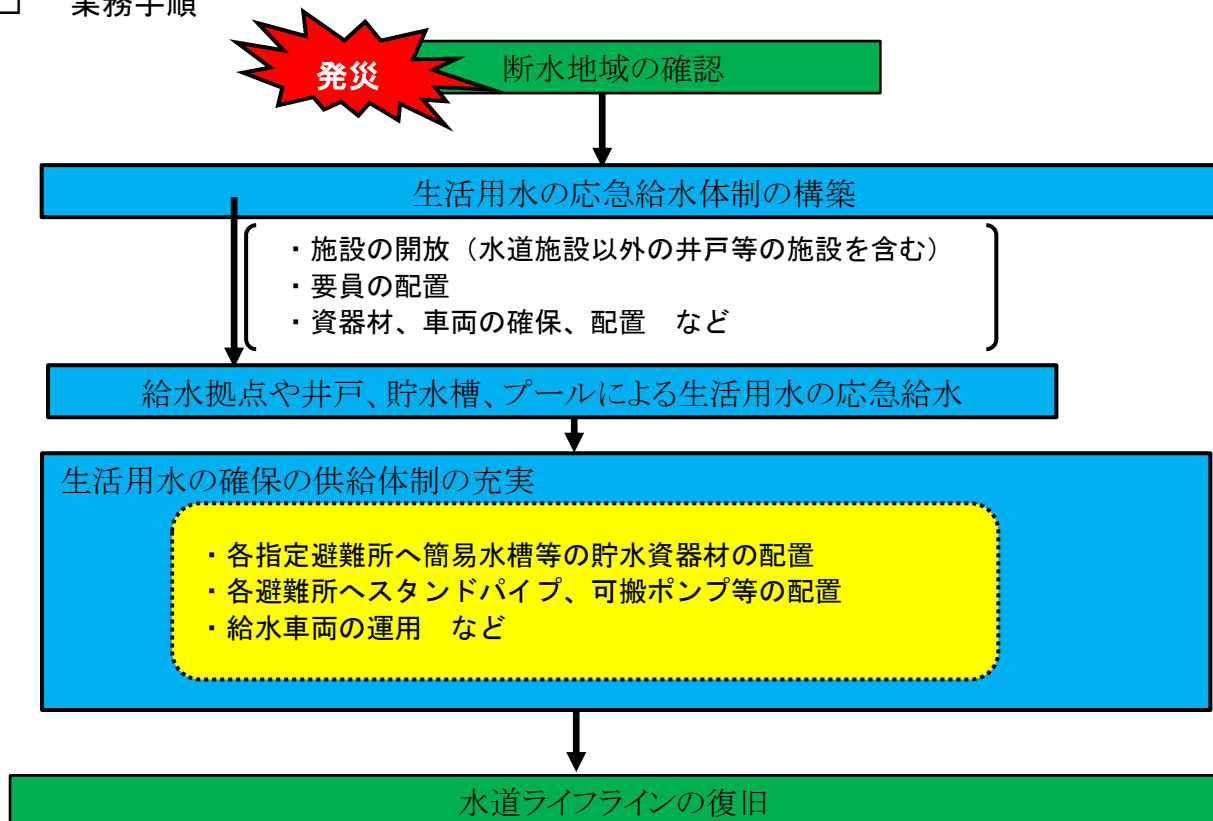
- 多摩市は、都和連携し、給水拠点を活用した、飲料水の安定供給を行う。
 - 広報の充実
 - 給水地点及び給水時刻の充実
 - 断水地域に対する給水車両の巡回回数の充実
- 多摩市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

3 生活用水の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避 難 所 施 設 対 策 部 復 旧 復 興 ・ 給 水 対 策 部	○ 指定避難所の生活用水を確保する。 ○ 給水拠点(応急給水槽及び配水場・給水所)等で応急給水を行う。

□ 業務手順



□ 詳細な取組内容

- 復旧復興・給水対策部長は、応急対策の給水要領に準じて生活用水の供給を行う。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所(学校)の生活用水については、校内プールを利用する。
- 指定避難所(学校以外)の生活用水については、消火栓等からの給水を積極的に行う。

基本方針2 災害時においても輸送を継続する

4 物資の輸送

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○ 地域内輸送拠点の運営体制の強化を行う。

□ 詳細な取組み

- 東京都からの物資を受け入れ、指定避難所等へ搬出する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 物資の調達・供給」と同様に行う。
- 専門的な資器材が地域内輸送拠点に搬入された場合には、当該資器材等を使用する各対策部の職員が、受入れ等に立ち会う。
- 搬入物資の量によっては、地域内輸送拠点での受入れに限らず、指定避難所などの使用場所へ直接搬入を要請する。
- 必要により、広域輸送基地で直接荷受けする。

※ 多摩市における輸送拠点

項目	運営主体	施設名
広域輸送基地	東京都	立川地域防災センター
地域内輸送拠点	多摩市	旧永山第一給食センター 市役所地下駐車場

【陸上搬送概念図】

